

平成26年(健)第1237号

平成27年12月25日裁決

## 主文

後記「理由」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

### 第2 再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次のとおりの事実が認められる。

1 請求人は、事業所名をa会社(以下「本件事業所」という。)と称する健康保険法(以下「健保法」という。)及び厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)上の適用事業所の事業主であり、本件事業所に使用される者にもあたるとして、健保法上の被保険者であったところ、健保法上の被保険者資格(以下、単に「被保険者資格」という。)の確認に関する厚生労働大臣の権限に係る事務を受任している日本年金機構(以下「機構」という。)の〇〇年金事務所に、後期高齢者医療の被保険者に該当したとして、平成〇年〇月〇日(受付)、被保険者資格喪失の届出をし、同日付で、機構理事長は、請求人の被保険者資格の資格喪失年月日を、同人が後期高齢者医療の被保険者に該当する同月〇日とする処分(以下「当初処分」という。)をした。

2 請求人は、本件事業所の事業主として、厚年法第27条に基づく同人に係る厚生年金保険70歳以上被用者該当・不該当届を、同届備考欄に「会社は存続しています。平成〇年〇月〇日より無報酬」と記載して、平成〇年〇月〇日(受付)、機構の〇〇年金事務所に提出し、また、資格喪失年月日を平成〇年〇月〇日から同月〇日に訂正する、同人に係る被保険

者資格喪失届の訂正届(以下「本件訂正届」という。本件訂正届の備考欄には、「〇.〇.〇より無報酬となった」旨の記載がある。)を、平成〇年〇月〇日(受付)、機構の〇〇年金事務所に提出した。

3 機構理事長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に係る被保険者資格の資格喪失年月日を、当初処分の平成〇年〇月〇日から同月〇日に訂正する処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、平成〇年〇月〇日(受付)、当審査会に対して、再審査請求をした。その不服の理由は、本裁決書に添付した別紙記載のとおりである。

### 第3 問題点

1 健保法上の適用事業所に使用される者は、その使用される日に被保険者資格を取得し、当該事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失することになるが、後期高齢者医療の被保険者に該当する者は健保法上の被保険者になることができないとされ、それに該当するに至った日から被保険者資格を喪失するものとされている。そして、この被保険者資格の取得及び喪失は、厚生労働大臣が確認を行うことにより、その効力が生じ、その確認は、通常適用事業所の事業主からの届出若しくは被保険者若しくは被保険者であった者の請求又は職権により行われると規定されている(健保法第3条、第35条、第36条、第39条第1項及び第2項、第48条並びに第51条第1項)。

2 また、法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等法人の代表者又は業務執行者であって、他面その法人の業務の一部を担当している者は、その限度において使用関係にある者として、健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱うものとされ、また、これら法人の代表者又は業務執行者であっても、法人から、労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用される者と

して被保険者の資格を取得させるものとされている（「法人の代表者又は業務執行者の被保険者資格について」昭和24年7月28日保発第74号厚生省保険局長通知。以下「本件通知」という。）。

- 3 本件の場合、本件事業所が健保法上の適用事業所であること、請求人が本件事業所の事業主であり、かつ、本件事業所における唯一の健保法上の被保険者であったこと、請求人に係る平成〇年〇月度分以降の役員報酬が支払われていないこと、及び、請求人が平成〇年〇月〇日をもって後期高齢者医療の被保険者に該当することは、本件記録から明らかであり、これらの点について当事者間に争いはないものと認められるところ、審理期日において、保険者代理人は、「請求人は75歳に到達した平成〇年〇月〇日より以前である平成〇年〇月〇日より無報酬であったことが判明したことから、請求人は当該通知（注：本件通知を指す。）に定める法人の理事等の被保険者資格の認定要件である、労務の対償としての報酬を受けておらず当該事業所（注：本件事業所を指す。）に使用される者には該当しないことから、保険者は、無報酬となった時点から健保法第36条第2号に規定される資格喪失の要件である「事業所に使用されなくなったとき」に該当すると判断し、請求人へ当該届出書（注：被保険者資格喪失届を指す。）の喪失日を平成〇年〇月〇日へ訂正するため当該届出書（注：「当該届書」は誤記と認める。）の提出を求めました。」とする保険者意見書を提出しているものであるから、本件の問題点は、請求人に役員報酬が支払われなくなったことをもって、「事業所に使用されなくなったとき」に該当するとして、被保険者資格を喪失させることが妥当と認められるかどうかである。

#### 第4 当審査会の判断

- 1 本件記録及び本件手続の全趣旨によれば、第2記載の事実のほか、別紙には「会社は存続しており会社に在籍し会社稼働のため勤務実態が以前と同じでありなが

ら」と記載されており、また、本件事業所における被保険者が、原処分により存在しなくなった後も、本件事業所が適用事業所であり、請求人が、本件事業所の事業主として、本件訂正届を平成〇年〇月〇日に提出していることが認められ、それらをも考えあわせると、請求人に役員報酬が支払われなくなった平成〇年〇月〇日以降も、従前と同様、請求人は、本件事業所においてその業務に従事していたと考えるのが相当である。また、本件事業所の第〇回社員総会議事録（平成〇年〇月〇日付）には、本件事業所が会員権を保有するゴルフクラブの運営会社の再生計画案が平成〇年〇月〇日に同社の債権者集会で承認され、同年〇月〇日に〇〇地方裁判所が、預託金債権の弁済率が〇.〇%とする再生計画を認可し、それに伴い、多額の損失を計上せざるを得なくなり、本件事業所の決算が大幅赤字となり、業績の回復の見通しもないとして、請求人の本件事業所における役員報酬を平成〇年〇月度分から支払わないことが承認可決された旨が記載され、本件事業所の損益計算書（自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日）には、ゴルフ会員権売却損として〇〇〇万円が計上され、当期損失が〇〇〇万〇〇〇円となっていること、及び、本件事業所の平成〇年〇月〇日現在の貸借対照表では、繰越損金が〇〇〇万〇〇〇円となっていることが認められ、会社の存続という点からいっても、請求人に役員報酬を支払わないことに不自然な点は認められない。

- 2 そして、本件通知の文言が、「…代表者又は業務執行者であつて、他面その法人の業務の一部を担任している者は、その限度において使用関係にある者として、健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取扱つて来たのであるが、今後これら法人の代表者又は業務執行者であつても、法人から、労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用される者として被保険者の資格を取得させる

…」となっていることからすれば、本件通知は、法人の代表者又は業務執行者で、その法人の業務の一部を担当していた者は、従来から、法人に使用される者として、被保険者として取り扱われてきたところ、法人から労務の対償として報酬を受けている者は、その法人の業務の一部を担当しているかどうかにかかわらず、法人に使用される者として被保険者の資格を取得させる旨を定めたものであることが明らかであり、当審査会も、その取扱いを相当としてきているところである。

そうすると、請求人は、役員報酬が支払われなくなった平成〇年〇月以降も、従前と同様、本件事業所においてその業務の一部又は全部を担当していたと認められるのであるから、役員報酬の支払の有無にかかわらず、請求人に被保険者資格を取得させることが必要と認められ、役員報酬の支払がないからといって、被保険者資格を喪失させることは認められないこととなり、以上と異なる趣旨の原処分は、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。